

資 料

(追加のご意見等)

平成 21 年 5 月 29 日

中津川委員

・半期決算・半期決算開示について

半期決算・半期決算開示の導入については、経営の透明性の観点から、より積極的な対応は必要であると認識しておりますが、導入するとなりますと、急激な事務負担等の増大やマンパワーが必要になり、これらの問題を緩和する観点から、一定の規模以上の先を対象とするなど実態に配慮した措置が適切と考えております。

さらに、導入に際しては、自己査定システムの更改などシステム対応などの体制整備に要する準備期間が必要であり、この点についても考慮していただきたいと考えております。

・外部監査について

外部監査の導入要件について、ベースにある員外預金比率基準の取扱いは、協同組織性の強い信用組合の実態に配慮する観点から設けられている基準であると認識しており、現行の預金規模基準(200億円以上)とともに、引続き、員外預金比率基準の一つとして残すことが適切であると考えます。

早崎委員（日本銀行金融機構局審議役）

1. 基本的考え方について

（協同組織金融機関の役割）

- 現在、金融機関行動が景気の振幅を拡大させるプロシクリカリティ問題への対応が、国際的に議論されている。協同組織金融機関は、会員間の相互扶助を目的とし、また、短期的な利益追求を目指さないとの特性を活かし、景気の振幅を緩和する方向で金融機能を発揮し得る、重要な金融仲介主体である。
- 具体的には、相互扶助の考え方や、長目のタイムスパンでの経営判断が可能であることに加え、コモンボンド性の活用による高い情報収集・生産機能を背景に、取引先企業の経営実態を長期的視点から判断し、支援を行うことを通じ、景気循環が企業に与える影響を和らげている面がある。

（預貸率低下について）

- こうした中で、協同組織金融機関の預貸率が低下しており、期待される金融機能を十分発揮していないとの指摘も聞かれる。
- しかしながら、預貸率の低下は、銀行にも共通にみられ、近年における資金循環の大きな変化（企業部門の資金不足縮小、政府部門の資金不足拡大）を受けた面が強いと考えられる。また、銀行との対比では、経費率が相対的に高いことや、高齢化が進む地方小都市における人口動態が、近年貸出増加の中心となってきた住宅ローンの獲得面で、不利に働いてきた可能性を指摘し得る。

（今後の環境整備）

- 各協同組織金融機関では、期待される役割の発揮に向け、これまで相応の努力を行ってきたと評価している。そのうえで、

個々の金融機関の様々な取組みについての業態内での情報共有の促進や、中央機関による技術支援などに加え、経営基盤の更なる強化が、協同組織金融機関が今後期待される金融機能を発揮し続けるうえで、重要と考えられる。

- 協同組織金融機関が、金融機関としての機能を発揮する大前提は、金融機関として経営基盤を確立し、それを維持すること（潰れてしまえば、金融機能は発揮できない）。相互扶助性と金融機関性は相反するものではなく、後者が前者の前提になると考えるべきではないか。具体的には、経営の効率性を高めるとともに、取引先企業の実態把握や信用・市場リスク管理等に必要な人材を確保するため、経営再編を進めることが望ましいケースもあると考えられる。

2. 組織、決算について

（組織面）

- 総会、総代会については、「1人1票」（＝「ものを言う大口株主」の存在を想定しない）のもとで、ガバナンス面で一段と高度な役割を期待することは、現実には難しいのではないか。
- また、理事、監事についても、枠組みとしては株式会社と類似の構造となっており、制度面での更なる改善余地は大きくないと考えられるが、「員外（職員外）」理事、監事の活用面で、株式会社の要件（過去に株式会社の取締役等でなかった者。就任前5年間に限定されない）と異なる合理的理由はないのではないか。

（決算等）

- 員外預金が多く、業務面でも、会員・組合員の基準を除き銀行との違いが小さいとの現実を踏まえると、決算や開示について、銀行との差異を縮小していくことが適当。具体的には、半期決算・開示を一定の協同組織金融機関に義務付けていくことが考えられる。
- 義務付けのあり方としては、①負担感に配慮し、一定規模以上の先に限り義務付ける（例えば、地域銀行を預金量順に並べた場合、下位10%点となる5千億円以上）、②今後、新規業務を認める条件として半期決算・開示を義務付ける、とい

った基準などが考えられるのではないか。

3. 中央機関の役割について

(セーフティネット面での役割について)

- 協同組織金融機関は、銀行同様預金保険制度の対象となっており、さらに業態における支援制度も設けられている。個々の金融機関が経営の健全性を維持するインセンティブを確保する（＝モラルハザードを回避する）観点からみると、業態内のセーフティネット水準や機能度の引上げを検討することは、必ずしも適当とは言えない。
- 仮に、協同組織金融機関の経営実態に鑑み、個々の金融機関の自律的な経営の健全性維持努力に加え、中央機関の関与を組み合わせることが適当との立場に立つのであれば、中央機関が個々の金融機関の経営実態の把握をどの程度行い得るかという点が重要なポイントになると考えられる。中央機関が、経営実態の把握を個々の金融機関からの自主申告に依存する場合、経営悪化の実態を事後的に知り、受け身の立場で業態内の支援制度が発動される事態も生じ得る。
- こうした事態が、中央機関の関与のあり方として不適切と考えるのであれば、中央機関のセーフティネット面での役割を法律上明確化したうえで、農林中央金庫と同様、行政による検査の結果や指摘事項等について、個別金融機関から報告を受け、例えば、市場リスク管理態勢が不十分な先に対し、中央機関への運用集中を促がす等の態勢を模索することも考えられる。

以上

宮村委員

・組織・決算等

(1)

(イ) 総代会（信用金庫のみ）

信用金庫の総代選考過程については、基本的には業界の自主的な改善努力に任せるのがよいと思われる。改善すべき点をあげるなら、たとえば以下のような点があろう。

1. 総代会は、会員総会の代わりとして、すなわち会員の一人一票制の代わりとして存在すると考えるとすれば、総代は、ある程度、会員の取引別、職業・業種別、年齢別、地域別の構成に近くなるのが望ましいと思われる。そこで、総代と会員のそれぞれの構成について、取引別、職業・業種別、年齢別、地域別で公開し、比較対照できるようにしたらどうか。
2. 現在の選考委員会による総代の推薦制度を残すとしても、会員が総代に立候補するチャンスが与えられることも検討すべきだろうと思う。また、選考委員会が推薦する場合でも、現在の方式（候補者名の店頭掲示）では、ほとんどの会員が誰が推薦されたのかわからないまま総代が決まってしまうと思われるので、候補者の周知方法の改善も必要であろう。

(エ) 監事会については、3名以上の監事会、かつ理事や職員出身以外の者が監事の過半数とするのがよいと思う。職員外の定義については、小さな信用金庫については、現行の「就任前5年間、金庫・組合の理事、職員等でなかった者」という規定は人繰りの点から残してもいいと思われるが、広域で活動する大きな信用金庫については人繰りの問題は小さいと思うので、「5年間」という規定を残すかどうか検討の余地があると思われる。

・規制緩和要望事項に関する意見

(4) 国立大学法人等への融資解禁（信金）

既に員外貸出先として規定されている他の独立行政法人等と同じく、員外貸出先として認めてよいと思う。

(5) 自治体向け貸出規制の緩和（信組）

自治体向け貸出は、預貸率が長期的に低下傾向であるため組合員への貸出を圧迫することはなく、また有価証券投資や預け金で運用するよりも地域金融機関らしいという点で、緩和するほうがよいと考える。

(7) 保証子会社における規制（信金）

金庫は、会員資格のある非会員に対する700万円までの小口員外貸出は認められているので、それと同じ範囲で保証子会社が保証業務を行うことはそれほど問題がないと思われる。

(8) 脱退組合員の持分の一次取得（信組）

信用金庫と信用組合の差は、後者は中小企業等協同組合法に依拠するため形式的には、より協同組合的ということであろう。従って、根拠法が異なるけれども実際のルールは信金と同じにしてしまうというのも問題があろう。もっとも、信用組合の組合員は融資を受けるために組合員になったのであり、そのような組合員に対して中小企業等協同組合法上の他の（金融以外の）組合と同じような取扱いとするのは形式的過ぎると思う。なぜなら、信用組合は協同組合ではあるが、メンバーの集まり方や業務を含むあらゆる点で、他の協同組合よりも信用金庫に近いためである。

いっそのこと、信用金庫法を拡張した「協同組織金融機関法」のような法律の下に信金や信組をまとめれば、このような問題や協同組合であることから生じるような他のさまざまな問題は起きず、実態に即し、ルール作りや監督もやりやすいと思われる。